

**第 1 回愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成会議
(平成 25 年 9 月 5 日開催)
においての特に検討が必要な意見と対応案**

意見	事務局見解（対応案）	対応状況
<p><スケジュールと体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に係わる種はかなりデリケート。リストに入れる判断を 1 回の会議で決めてしまうことが手続きとして可能か心配。 ・完成リストを今年度中に公表するというのは絶対なのか。現状のスケジュールでは拙速ではないか。 	<p>スケジュールについて再検討を行った。事前にさらなる議論を積み重ねるため、各分類群ごとにワーキンググループや個別ヒアリングを実施することとした。また、公表時期は平成 26 年度夏頃を目途とする。</p>	
<p><動物の選定の基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・侵略性の評価方法の基準について、植物のみで評価され、動物では扱われていないものがある。評価基準の根拠とともに示されるべき。 	<p>植物と異なり動物は生態も影響被害も一律ではなく多岐にわたっているため、一律の評価は困難であり、全種についての検討が困難な項目も多い。しかし、侵略性の高さを示す項目のうち、特に可能性が高いもの、大きな影響が明白な種についてはそのことを明記して整理する。</p>	
<p><海外から導入される在来種の取扱いについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外から導入される在来種（サキグロタマツメタ等）を「国内由来の外來種」に含めるのは問題が多く、別の名称を使うことが望ましい。 	<p>海外から我が国の自然分布域の外に導入される種のうち日本に在来個体群があるものについては、“国内に自然分布域を持つ国外由来の外來種”として整理する。</p>	<p>関係資料修正</p>
<p><有用で利用されている外來種の取扱いについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定外來生物指定の際は緑化植物を別枠で整理したが、その中にも侵略性が高い種が含まれていたこともあり、しっかり理解されるべき。 ・緑化植物については関係省庁で公共事業に使用するものは検討し、基本方針も出されているため、分けて考えるのが望ましいのではないか。 	<p>特に重点を置くべき対応の性質により、大きく「対策が必要な外來種」と「適切な管理が必要な産業上重要な外來種」に区分することとし、産業並びに生業の維持又は公益性において重要で、代替性がなく利用されているものについては、後者に分類する。</p>	<p>資料 7-1、7-3</p>

<p><「外来生物」と「外来種」の用法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外来生物」と「外来種」の用語の使い方に統一が取れていない。本来は、外来生物に外来種は包含されるもの。 	<p>外来生物法では法律上、「外来生物」を「海外から我が国に導入される」と位置づけており、国内由来の外来種を外来生物とすると法律との矛盾が生じる。そのため、ここでは「外来種」を使うものとして理解頂きたい。</p>	
<p><「外来生物」と「外来種」の用法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に言葉の定義が必要ではないか。国内由来の外来種についても定義しておいた方がよい。 	<p>基本方針の前段に「外来生物」「外来種」「国内由来の外来種」についての用法の説明を加える。</p>	<p>資料7-1</p>
<p><農業被害の取扱い></p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物防疫法で規制されている種も検討するということだが、昆虫類等についてはどのように考えればよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業害虫とされているものについては、農作物保護の観点から、被害防止の対応が行われているところである。そのため、特に昆虫類における農業被害のみの害虫については、本リストの対象として扱わないものとする。 	<p>資料7-1</p>